

高等職業訓練促進給付金等事業について

市の指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得をめざし、1年以上通学して修業する場合に、養成訓練の受講期間について生活の負担の軽減を図るため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し修了支援給付金を修了後に支給します。

講座受講 申請者

事前相談 申請者、市

どちらが先でも結構です

・事前相談においては、母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み等を把握し審査します。また、生活状況についてもお聞きし、支給の必要性について確認させていただきます。※養成機関入学年度に申請予定の方については、入学前に事前相談が必要です。

I. 支給対象者（以下のすべてを満たす者が対象）

- (1) 東大阪市内に在住する母子家庭の母（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。）又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。）であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けていること、または同様の所得水準にあること。
- (3) 修業年限1年以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (5) 過去に高等職業訓練促進給付金等を受給していないこと。

II. 対象となる資格

- (1) 看護師・准看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) その他、市長が地域の実情に応じて指定する資格

Ⅲ. 給付金の種類

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

Ⅳ. 支給期間及び支給額

(1) 支給期間

（平成 28 年度以降に入学の場合）

修業する全期間とします。ただし、4 年を上限とし、申請月分からの支給となります。（その期間 4 8 月を超えるときは、4 8 月）

※令和 3 年度より、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算 4 8 月を超えない範囲で支給されることになりました。

※令和元年度より、取得のために 4 年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す方に限り、支給期間の上限が 4 8 月となりました。

(2) 支給額

＜訓練促進給付金＞	前年度市民税 非課税世帯	月額	100,000円
	前年度市民税 課税世帯	月額	70,500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の 1 2 ヶ月については、

前年度市民税 非課税世帯	月額	140,000円
前年度市民税 課税世帯	月額	110,500円

＜修了支援給付金＞	入学時の負担を考慮し、修了後に支給		
	前年度市民税 非課税世帯		50,000円
	前年度市民税 課税世帯		25,000円

高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式 1)の提出

申請者→市

【訓練促進給付金の申請時期】

- ・支給申請は、養成機関において修業を開始した日以後に行うことができます。

添付書類（以下の書類すべて）

- ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（外国籍の方を除く）
- イ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名・続柄・戸籍及び個人番号の表示があるもの）
- ウ 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
- エ 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する卒業見込証明書または単位取得状況証明書等（1 年生を除く）

※当該対象者の顔写真付きの身分証明書（例：運転免許証等）が必要です。

※イに個人番号の表示がない場合は、以下の書類が必要です。

オ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）

カ 当該対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市長の証明書

【修了支援給付金の申請時期】

・ 修了支援給付金の支給申請は修了日から起算して30日以内に申請することができます。

※准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師養成機関で修業する場合は、看護師養成機関が修了してからの申請となります。

添付書類（以下の書類すべて）

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。外国籍の方を除く。）修了日以降に請求する。

イ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名・続柄・戸籍及び個人番号の表示があるもので、修了日における状況を証明できるものに限る。）修了日以降に請求する。

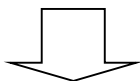
ウ 修業していた養成機関の長が発行する当該カリキュラムの修了を証明する書類

※当該対象者の顔写真付きの身分証明書（例：運転免許証等）が必要です。

※イに個人番号の表示がない場合は、以下の書類が必要です。

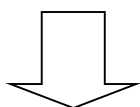
エ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）

オ 当該対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者の前年の状況を証明できるものに限る。）の所得の額等についての市長の証明書



高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式2)による通知

市→申請者



高等職業訓練促進給付金等の支給

支給対象期間の申請のあった日の属する月以降の各月

申請者→市（請求） 市→申請者（支給）

【訓練促進給付金】

・ 訓練促進給付金の支給については、1月を単位として支給します。原則として支給対象期間の申請のあった日の属する月以降の各月において支給しますので、申請可能な時期になりましたらすぐに支給申請書を提出してください。（支給月をさかのぼることはできませんのでご注意ください。）

・ 支給を受けるためには、毎月初めに養成機関から発行される出席状況証明兼在籍証明書を提出することが必要です。当該証明書の提出がない場合、支給を停止する場合があります。

・ 訓練促進給付金は、高等職業訓練促進給付金等請求書（様式3）に記載された金融機関に当該

月の翌月10日頃に払いたします。

- ・ 住民票に個人番号の表示がない場合、毎年6月以降に当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の前年の所得の額等についての市長の証明書（所得証明書）を再度提出していただきます。

【修了支援給付金】

- ・ 修了支援給付金は高等職業訓練促進給付金等請求書（様式3）に記載された金融機関に払いたします。

その他

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（様式4）による届け出

申請者→市

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、本市に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、市長（子ども家庭課）に届け出てください。

高等職業訓練促進給付金等住所変更届（様式5）による届け出

申請者→市

- ・ 本市内で住所が変更になったときは、14日以内に、市長（子ども家庭課）に届け出てください。

＜お問い合わせ先＞

東大阪市子どもすこやか部

子ども家庭課

TEL 06-4309-3194

FAX 06-4309-3817